

○貝塚市環境保全条例

昭和 52 年 3 月 30 日

条例第 6 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、市長、事業者及び市民の責務を明らかにし、市民の良好な環境の確保に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(市長の基本的責務)

第 2 条 市長は、市民の良好な生活環境を確保するため、必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(公共施設の整備)

第 3 条 市長は、良好な環境を確保するため、道路、公園その他公共施設の整備に努めなければならない。

(地域活動の育成)

第 4 条 市長は、市民がそれぞれの地域の美化又は清浄な環境づくりのために行なう活動等の育成を図り、地域の環境保全が図られるよう努めなければならない。

(自然環境の保全及び緑化推進)

第 5 条 市長は、自然環境の保全及び緑化の推進について、必要な施策を実施しなければならない。

(文化環境の保全等)

第 6 条 市長及び教育委員会は、歴史的環境の保全及び文化的遺産等の保護に努めなければならない。

(市民意識の啓発)

第 7 条 市長は、生活環境の保全と向上のために、知識の普及を図り、意識の高揚に努めなければならない。

(他の公共団体に対する要請)

第 8 条 市長は、他の公共団体において発生する公害により、本市域の良好な環境が著しく影響をうけると認められるときは、当該公共団体に対し、公害防止に関し、適切な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(事業者の基本的責務)

第 9 条 事業者は、その事業活動によつて生ずる公害を防止し、環境を保全するため、その責任と負担において、必要な措置を講じなければならない。

(市民の基本的責務)

第 10 条 市民は、生活環境に関する意識を高め、常にその保全と向上に努めなければならない。

(自然環境及び文化環境の保全等)

第 11 条 事業者及び市民は、自然環境及び文化環境の保全並びに緑化の推進に努めなければならない。

(協力義務)

第 12 条 事業者及び市民は、生活環境を保全し、向上させるために、市長その他行政機関等が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 公害の防止

(監視、測定等)

第13条 市長は、第2条に規定する施策を適正に推進するため、必要な環境の監視及び測定を実施するものとする。

2 市長は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(全部改正〔平成28年条例15号〕)

(規制基準の遵守)

第14条 事業者は、公害関係法令又は大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)に定める規制基準を超える公害の原因となる物質等を発生させ、排出し、又は飛散させてはならない。

(一部改正〔平成7年条例7号〕)

(事前協議)

第15条 事業者は、公害関係法令又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた特定施設等の許可を受け、又は届出の手续を行なう場合には、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(一部改正〔平成7年条例7号〕)

第3章 環境の保全

(住宅地内の静穏保持)

第16条 何人も、みだりに騒音を発生させ、住宅地内の静穏を妨げるような行為をしてはならない。

(公共の場所の清潔保持等)

第17条 何人も、道路、公園、広場、河川、水路、港湾その他公共の場所(以下「公共の場所」という。)において、所定の場所以外にプラスチックごみ、紙くず、吸い殻、空き缶、空き瓶その他これらに類するものを捨て、又は放置してはならない。

2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、宣伝物等が散乱した場合には、速やかに清掃し、これを除去しなければならない。

3 公共の場所において、はと、からすその他の動物に餌を与えた者は、当該与えた行為により、公共の場所に餌若しくは動物のふん尿その他の汚物、毛若しくは羽毛が散乱し、又はふん尿その他の汚物による臭気が発散しないよう、清掃を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 公共の場所において、飼犬を連れている者は、飼犬のふんの放置をしてはならない。

(容器飲料販売事業者の責務)

第18条 容器飲料を販売する事業者は、その販売する場所に回収容器を設置するよう努めるとともに、これを適正に管理するよう努めなければならない。

(工事施行者の義務)

第19条 土木工事、建築工事その他の工事を行なう者は、その工事に関し、土砂、廃材又は資材等が道路その他公共の場所に飛散し、脱落し、流出し、又は堆積しないよう必要な措置を講じなければならない。

(広告物の原則)

第20条 何人も、屋外において広告物を表示しようとするときは、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号)を遵守しなければならない。

(一部改正〔平成 7 年条例 7 号〕)

(飼犬等の飼育者の義務)

第 21 条 飼犬、飼猫その他の愛がん動物の飼育者は、悪臭の発散の防止、病虫害の発生の予防等、衛生管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう適正に飼育しなければならない。

(不法投棄の禁止)

第 22 条 何人も、空き地及び公共の場所に廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物(ただし、同項の規定中「(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)」の部分を除く。)をいう。)を投棄してはならない。

(一部改正〔平成 11 年条例 39 号〕)

(迷惑な喫煙の防止)

第 23 条 何人も、公共の場所において喫煙をするときは、他人の迷惑にならないよう努めなければならない。

(土地等の管理及び清潔の保持等)

第 24 条 何人も、その所有し、又は占有する土地又は建物を適切に管理し、及びそれらの周囲の清潔を保持することに努めなければならない。

2 前項の土地又は建物が空き地又は空き家であるときは、当該土地又は建物を所有し、又は占有する者は、その氏名、住所その他連絡先を確認するために必要な事項を明示しなければならない。

(全部改正〔平成 11 年条例 39 号〕)

(日照障害の防止)

第 25 条 建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する物をいう。)以下同じ。)を建築(建築基準法第 2 条第 13 号に規定する行為をいう。以下同じ。)しようとする者(建築基準法第 2 条第 16 号に規定する者をいう。以下「建築主」という。)は、良好な環境を確保するため建築基準法及び大阪府建築基準法施行条例(昭和 46 年大阪府条例第 4 号)を遵守しなければならない。

(放送電波受信障害の防止)

第 26 条 建築主は、中高層建築物を建築しようとすることにより、近隣住民のテレビジョン又はラジオの放送電波の受信障害を生ずるおそれがある場合には、必要な調査を実施するとともに、当該障害が予想される近隣住民と協議して、近隣住民が正常な電波を受信できるよう必要な措置を講じなければならない。

(土壌等の汚染防止)

第 27 条 土砂の搬入により埋立て(盛土及び堆積を含む。)を行なう者は、当該土砂により土壌、排水、地下水等を汚染してはならない。

(追加〔平成 28 年条例 15 号〕)

第 4 章 補則

(調査、指導等)

第 28 条 市長又は教育委員会は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し報告を求め、職員に事業所その他の必要な場所へ立ち入らせ、調査若しくは検査をさせ、又は関係者に対し必要な指示又は指導を行なわせることができる。

2 前項の規定により、調査等を行なう職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由なく、第1項の規定による報告の求めに対し、これを行わず、若しくは虚偽の報告を行ない、又は同項の規定による調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

(一部改正〔平成28年条例15号〕)

(勧告)

第29条 市長は、この条例の規定に従わず、良好な生活環境の保全上好ましくない状態にあると認めるとき、又は好ましくない状態になるおそれがあると認めるときは、関係者に対し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(一部改正〔平成28年条例15号〕)

(委任)

第30条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

(一部改正〔平成28年条例15号〕)

附 則

この条例は、公布の日から起算して、9月をこえない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(昭和52年貝塚市規則第16号で定める施行期日は、昭和52年12月1日とする)

附 則(昭和56年3月30日条例第9号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月14日条例第7号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月21日条例第39号改正)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日条例第15号改正)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月29日条例第27号改正)

この条例は、令和2年10月1日から施行する。